

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

報告事項件名	頁
(1) 荒川水系緊急用船着場（千住・扇）の整備について	2
(2) 京成本線荒川橋梁フェンス改修工事に関する協定書の締結について	6
(3) 千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について	8
(4) 防災街区整備方針の都市計画変更手続きの進捗状況について	10
(5) 足立区景観計画改定に関するパブリックコメント実施結果について	13
(6) 足立区バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）素案に関する パブリックコメント実施について	20
(7) ユニバーサルデザイン推進計画に基づく事業の評価結果について	21
(8) 【追加】花畑川環境整備事業の地元周知について	24
(9) 千住大橋防災船着場の整備時期の変更について	29
(10) 佐野六木土地区画整理審議会の答申について	31
(11) 第三次足立区緑の基本計画（案）に関する東京都との事前協議及び パブリックコメントの実施結果について	33
(12) 火災等の災害による区営住宅等の一時使用について	41
(13) マンション管理状況届出制度の届出状況について	42
(14) 足立区居住支援協議会の設立について	43

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	荒川水系緊急用船着場（千住・扇）の整備について
所管部課名	都市建設部企画調整課 総合防災対策室災害対策課
内容	<p>令和2年3月に国土交通省荒川下流河川事務所長へ要望した、荒川水系緊急用船着場（千住・扇）の整備について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 緊急用船着場の型式（別紙1参照 P3） 岸壁型を選定 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重量資機材や物資・人員輸送など多目的に使用ができる。 ・ 区の維持管理や費用負担が無い。 ・ 整備費用は約12億円。 <p>2 整備箇所 荒川水系河川整備計画に基づき、緊急用船着場への利便性や河川敷の利用状況等を考慮し、以下のとおり選定した。 （別紙2、3参照 P4～5）</p> <p>（1）千住地区 候補地：日ノ出緑地 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の利用施設への影響が無く、関係機関の協議が無い。 ・ 取付道路や緊急用船着場の整備スペースが確保できる。 <p>（2）扇地区 候補地：国土交通省管理用地 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取付道路や緊急用船着場の整備スペースが確保できる。 ・ 未利用地のため、特定の利用団体との協議が無い。 <p>3 今後の進め方 （1）整備箇所について、関係機関と協議を進めていく。 （2）整備は、千住の船着場を先行して実施する。 （3）設計、地質・測量調査は令和3年度に実施予定。</p>
問題点 今後の方針	早期整備に向け、荒川下流河川事務所と協議を続けていく。

緊急用船着場の型式について

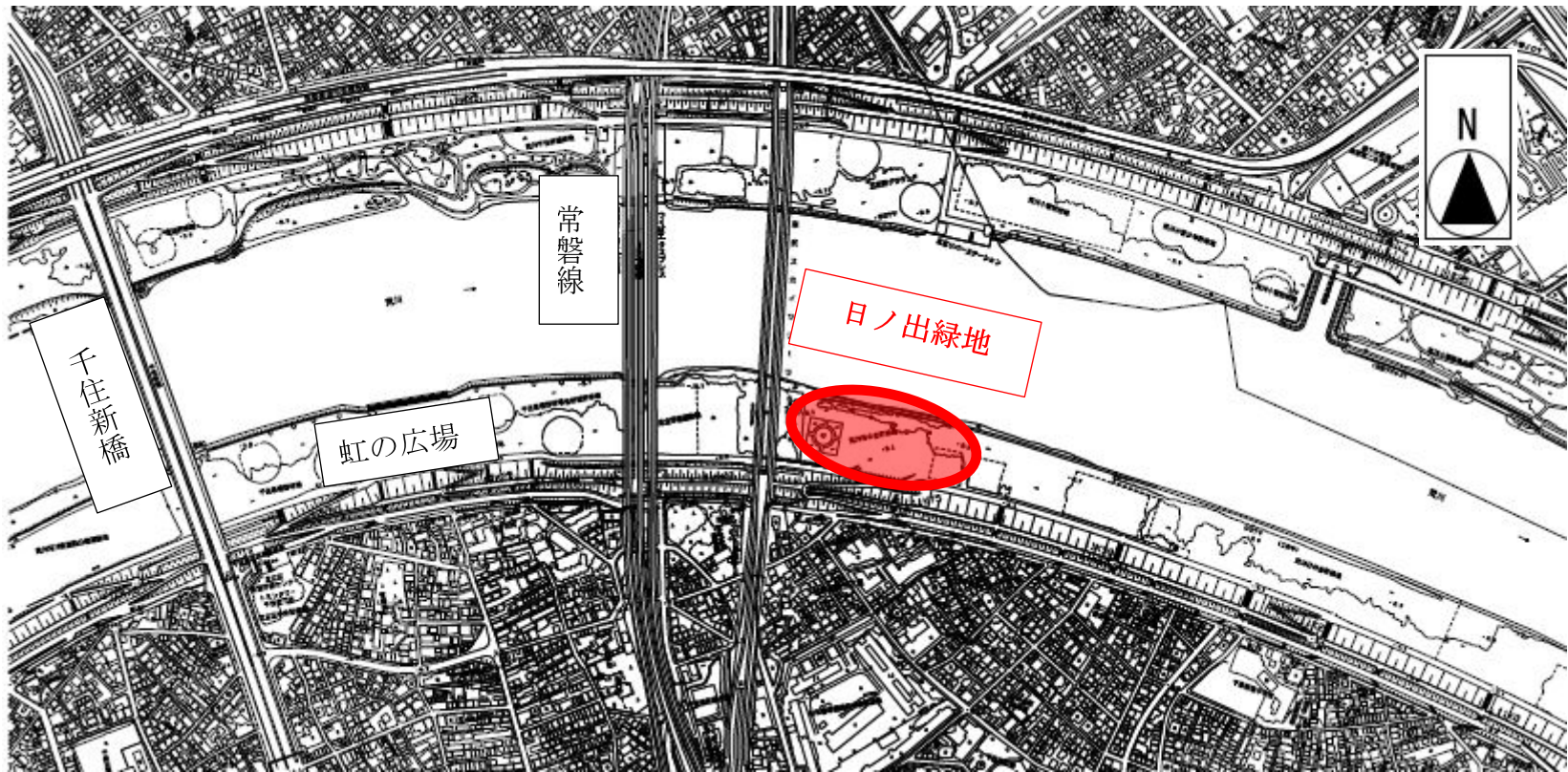
項目	岸壁型	墨田船着場位置図
概要	 <p>例：墨田船着場</p> <p>約80m</p> <p>約60m</p> <p>取付護岸</p> <p>係留岸壁 (水位変動に対応できるように)</p> <p>取付道路</p> <p>可動式通路</p> <p>岸壁型縦断イメージ</p>  <p>荒川下流</p> <p>河川水位</p> <p>天端高</p> <p>流下方向</p> <p>荒川上流</p>	 <p>京成電鉄本線</p> <p>堀切橋</p> <p>堀切駅</p> <p>新荒川橋</p> <p>堀切JCT</p> <p>堀切菖蒲園駅</p> <p>墨田船着場</p> <p>四ツ木橋</p> <p>新四ツ木橋</p> <p>荒川</p> <p>荒川上流</p> <p>荒川下流</p> <p>京成上野線</p> <p>東武伊勢崎線</p> <p>東武東上線</p>
整備目的	<p>[緊急時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急復旧工事に伴う重機及び重量資材（鋼矢板、砕石等）の運搬 築堤工事等の土砂運搬 物資や人員の輸送も可能 <p>[平常時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川巡視、水質異常、濁水、地震後点検等における利用 	

◆緊急用船着場

- 秋ヶ瀬取水堰（河口から約35km）までに15箇所整備予定。現在13箇所が完成。
- 河口部の新砂・臨海は、最大で3000t積級台船などが着岸可能。
- 他の船着場は、最大で500t積級台船などが着岸可能。



千住 千住緊急用船着場 荒川右岸 日ノ出緑地




扇 扇緊急用船着場 荒川左岸 国土交通省管理用地



建設委員会報告資料





令和2年11月13日

件名	京成本線荒川橋梁フェンス改修工事に関する協定書の締結について
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課
内容	<p>京成電鉄本線（京成関屋駅～堀切菖蒲園駅間）荒川橋梁右岸側フェンス改修工事に関する協定書（別添資料1）締結に向けた現在の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的</p> <p>当該箇所は、京成電鉄所有の固定された進入防止フェンスが、水防活動を実施するうえで支障になる。本協定は、固定フェンスを抜差し式に改修し、円滑に水防活動を行うことを目的としている。</p> <p>現場写真</p>  <p>2 京成電鉄(株)との調整</p> <p>(1) 足立区 工事の概要確認、施工方法等の調整、予算確保</p> <p>(2) 京成電鉄(株) 設計、工事費の算出、工期の選定</p> <p>なお、協定書の内容精査及び法規関係は双方で実施した。</p>

	<p>3 河川法第26条申請と今後の予定について</p> <p>(1) 荒川下流河川事務所と調整した結果、本工事は河川法第26条の申請が必要となった(8月下旬)。</p> <p>(2) 荒川下流河川事務所と協議を行い、施工方法や提出書類等の内諾を得た(10月上旬)。</p> <p>(3) 本協定書締結後、河川法第26条の申請を行い、許可され次第、工事に着手する。</p> <p>※ フェンス改修完了までの間、氾濫の恐れがある場合は、水防法に基づき既存のフェンスを取壊し、水防活動を行うことを確認のうえ、調整している。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本協定に基づく京成本線荒川橋梁フェンス改修により、水害発生時における迅速な水防活動が可能となり、水防体制の一層の強化が期待できる。</p>

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について										
所管部課名	都市建設部都市計画課 総合防災対策室災害対策課										
内容	<p>千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事の進捗について</p> <p>(1) 新築工事に着工し、現在、仕上及び外構工事を行っている。 【再開発組合による工事スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="395 819 1406 1077"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>工事種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 8月～ (令和2年 6月)</td> <td>地上躯体工事</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11月～ (令和2年 11月)</td> <td>仕上工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 8月～11月</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 12月</td> <td>竣工予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事の出来高 (令和2年10月末現在) 約94.8%</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>屋上ヘリポート</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>2階多目的室</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>4階屋上緑化</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>航空写真</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">【仕上工事状況 10月29日現在】</p>	期間	工事種類	令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事	令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事	令和2年 8月～11月	外構工事	令和2年 12月	竣工予定
期間	工事種類										
令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事										
令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事										
令和2年 8月～11月	外構工事										
令和2年 12月	竣工予定										

2 市街地再開発事業に伴う再開発組合等との協定について
民間施設における災害発生時の避難者対応を検討中の協定は、以下のとおり。

(1)

名 称	大規模水害時における緊急退避場所としての使用に関する協定書
目 的	大規模水害時の緊急退避場所として、近隣住民等に開放してもらうため
締結時期	運営方法と地元町会等の意向を踏まえ検討
所 管 課	総合防災対策室災害対策課

(2)

名 称	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書
目 的	大規模地震発生時に帰宅困難者の受入れ施設として開放し、避難者支援に協力してもらうため
締結時期	運営方法と地元町会等の意向を踏まえ検討
所 管 課	総合防災対策室災害対策課

(3) 運営方法等の検討内容について

- ア 避難施設の事前周知方法
- イ 新型コロナウイルスの感染拡大防止を考慮した収容人数の設定
- ウ 民間の避難施設としての運営方法、費用負担、災害補償等
- エ 浸水深を考慮した水害時の緊急退避スペースの検討
- オ 帰宅困難者の受入れ施設への誘導方法（整理券の配付等）
- カ 帰宅困難者への支援策（食糧・飲料水の提供、トイレの貸出等）

問 題 点
今後の方針

今後とも再開発組合と協議しながら、公共の福祉に寄与する事業となるよう進めていく。

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

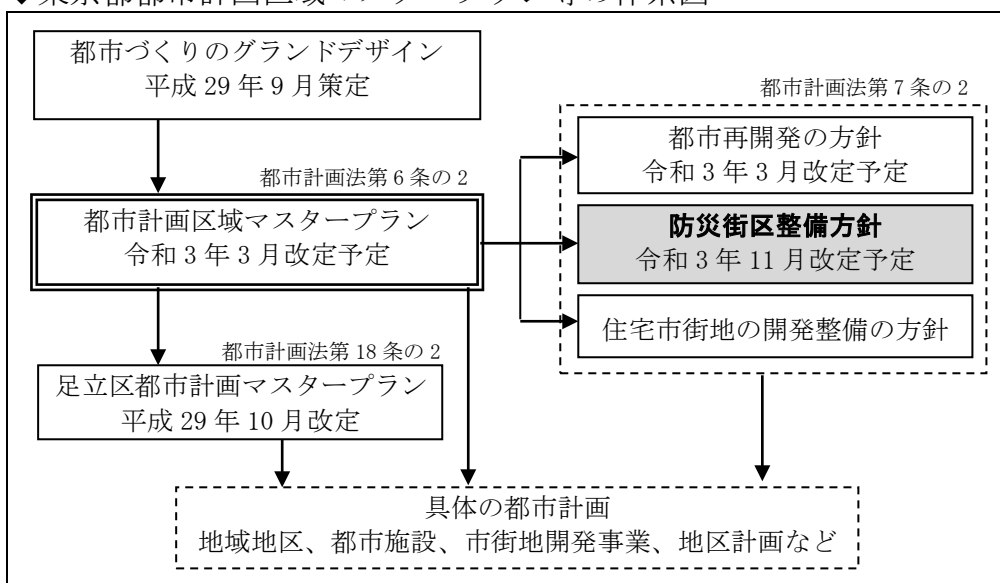
件名	防災街区整備方針の都市計画変更手続きの進捗状況について																																		
所管部課名	都市建設部都市計画課																																		
内 容	<p>東京都からの防災街区整備方針（以下「方針」という。）の改定に向けた資料の作成依頼に基づき、下表、足.6～足.11の地区を防災再開発促進地区に追加する変更原案を作成したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 方針の都市計画変更原案 防災再開発促進地区（特に一体的かつ総合的に市街地の防災再開発を促進すべき地区）の追加 （別紙参照 P12）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">地区名称</th> <th style="width: 35%;">主な指定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">既存指定地区</td> <td>足.1 足立一・二・三・四丁目地区</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">木造住宅密集地域の改善</td> </tr> <tr> <td>足.2 関原一丁目地区</td> </tr> <tr> <td>足.3 西新井駅西口周辺地区</td> </tr> <tr> <td>足.4 千住仲町地区</td> </tr> <tr> <td>足.5 柳原地区</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新規追加指定地区</td> <td>足.6 千住西地区</td> <td>木造住宅密集地域の改善</td> </tr> <tr> <td>足.7 北千住駅東西周辺地区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">不燃化特区内の不燃化促進</td> </tr> <tr> <td>足.8 梅田・関原・本木・興野地区</td> </tr> <tr> <td>足.9 補助第261号線沿線地区</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">延焼遮断帯の形成促進</td> </tr> <tr> <td>足.10 補助第109号線沿線地区</td> </tr> <tr> <td>足.11 中川二・三丁目地区</td> <td>木造住宅密集地域の改善</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年</th> <th style="width: 15%;">月</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年</td> <td>11月末</td> <td>方針改定の都市計画変更原案の提出（区→都）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和3年</td> <td>1月～</td> <td>都市計画変更手続き開始（都）</td> </tr> <tr> <td>8月頃</td> <td>方針改定案に対する意見照会（都→区）</td> </tr> <tr> <td>11月頃</td> <td>都市計画決定告示（都）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 防災街区整備方針とは （1）防災上危険性の高い木造住宅密集地域を対象とした都市計画のマスタープランである。</p>		地区名称	主な指定理由	既存指定地区	足.1 足立一・二・三・四丁目地区	木造住宅密集地域の改善	足.2 関原一丁目地区	足.3 西新井駅西口周辺地区	足.4 千住仲町地区	足.5 柳原地区	新規追加指定地区	足.6 千住西地区	木造住宅密集地域の改善	足.7 北千住駅東西周辺地区	不燃化特区内の不燃化促進	足.8 梅田・関原・本木・興野地区	足.9 補助第261号線沿線地区	延焼遮断帯の形成促進	足.10 補助第109号線沿線地区	足.11 中川二・三丁目地区	木造住宅密集地域の改善	年	月	内 容	令和2年	11月末	方針改定の都市計画変更原案の提出（区→都）	令和3年	1月～	都市計画変更手続き開始（都）	8月頃	方針改定案に対する意見照会（都→区）	11月頃	都市計画決定告示（都）
	地区名称	主な指定理由																																	
既存指定地区	足.1 足立一・二・三・四丁目地区	木造住宅密集地域の改善																																	
	足.2 関原一丁目地区																																		
	足.3 西新井駅西口周辺地区																																		
	足.4 千住仲町地区																																		
	足.5 柳原地区																																		
新規追加指定地区	足.6 千住西地区	木造住宅密集地域の改善																																	
	足.7 北千住駅東西周辺地区	不燃化特区内の不燃化促進																																	
	足.8 梅田・関原・本木・興野地区																																		
	足.9 補助第261号線沿線地区	延焼遮断帯の形成促進																																	
	足.10 補助第109号線沿線地区																																		
	足.11 中川二・三丁目地区	木造住宅密集地域の改善																																	
年	月	内 容																																	
令和2年	11月末	方針改定の都市計画変更原案の提出（区→都）																																	
令和3年	1月～	都市計画変更手続き開始（都）																																	
	8月頃	方針改定案に対する意見照会（都→区）																																	
	11月頃	都市計画決定告示（都）																																	

- (2) 延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために東京都が策定する。
- (3) 防災再開発促進地区に位置付けられることで、地区住民に具体的な制限は発生しない。防災関連事業導入や計画策定が必要である地区として認識される。

4 法的位置付け

密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項及び都市計画法第7条の2に基づき都市計画に定める（東京都決定）。

◆東京都都市計画区域マスタープラン等の体系図

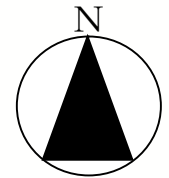


問題点
今後の方針

庁内連携して確実に方針改定の作業を進め、防災まちづくりを推進する。

防災街区整備方針の附図（総括図）

別紙



番号	地区名
足.1	足立一・二・三・四丁目地区
足.2	関原一丁目地区
足.3	西新井駅西口周辺地区
足.4	千住仲町地区
足.5	柳原地区
足.6	千住西地区
足.7	北千住駅東西周辺地区
足.8	梅田・関原・本木・興野地区
足.9	補助 261 号線沿線地区
足.10	補助 109 号線沿線地区
足.11	中川二・三丁目地区

凡 例	
既存指定地区	
新規指定地区	

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	足立区景観計画改定に関するパブリックコメント実施結果について												
所管部課名	都市建設部都市計画課 道路整備室道路管理課 みどりと公園推進室みどり推進課												
内 容	<p>足立区景観計画（以下「景観計画」という。）の改定に関するパブリックコメント実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施期間 令和2年9月1日（火）～令和2年10月1日（木）</p> <p>2 提出者数及び提出方法 (1) 提出者数 4名（7件） (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 4名（7件） Eメール 無し FAX 無し 郵送 無し 窓口への持参 無し</p> <p>3 意見の概要と区の考え方（別紙参照 P14～19）</p> <p>4 経過と今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 月</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">令和2年</td> <td style="text-align: center;">11月4日</td> <td>都市計画審議会における意見聴取</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月中旬</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月23日</td> <td>第33回足立区景観審議会において景観計画改定（案）を審議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年</td> <td style="text-align: center;">1月中旬</td> <td>第二次景観計画策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年	11月4日	都市計画審議会における意見聴取	11月中旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表	12月23日	第33回足立区景観審議会において景観計画改定（案）を審議	令和3年	1月中旬	第二次景観計画策定
年 月	内 容												
令和2年	11月4日	都市計画審議会における意見聴取											
	11月中旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表											
	12月23日	第33回足立区景観審議会において景観計画改定（案）を審議											
令和3年	1月中旬	第二次景観計画策定											
問題点 今後の方針	パブリックコメントを踏まえ、景観審議会における審議を経て、第二次景観計画を策定する。												

「足立区景観計画改定案」に関する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和2年9月1日（火）～令和2年10月1日（木）

(2) 意見提出者数等

- ① 意見提出者数・意見件数 4名・7件
・提出者属性

年齢	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
男性	—	1	—	2	—	—	—	—	3
女性	—	—	—	—	—	1	—	—	1
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	0
合計	—	1	—	2	—	1	—	—	4

② 提出方法

- ア 区ホームページの意見受付フォーム 4名（7件）
イ Eメール 0名
ウ FAX 0名
エ 郵送 0名
オ 窓口への持参 0名

2 意見の順番構成について

- (1) 景観形成地区（千住旧日光街道周辺地区）の景観誘導と景観資源保全についての意見 2件

- ① 無秩序な広告物の規制・コントロールに関すること
② 歴史的な資源の景観重要建造物指定に関すること

- (2) 緑化景観の推進についての意見 2件

- ① 不法投棄されにくい緑化の工夫に関すること
② 軒先緑化の支援に関すること

- (3) 景観資源の保全・活用についての意見 2件

- ① 「足立・まちの風景資産」の指定と取り組み状況に関すること
② 景観重要建造物・景観重要樹木指定の目標設定に関すること

- (4) 新たな行政ニーズへの対応についての意見 1件

- ① 公民連携による遊休公共施設の再活用に関すること

3 意見の概要及び区のお考え（表中のP●は足立区景観計画案のページを指します。）

(1) 景観形成地区(千住旧日光街道周辺地区)の景観誘導と景観資源保全についての意見2件

No.	寄せられた意見	区のお考え方
① 無秩序な広告物の規制・コントロールに関すること		
1	<p>千住旧日光街道周辺地区は北千住の玄関口ともいえる足立区民が誇るエリアです。景観形成地区の特定地区に指定されていますが、実情として、エリア内の<u>街路上全般において無秩序な広告物の設置や夜間のネオン、カラーコーンや電柱への不動産広告の掲載等が目立ち、魅力的な景観を形成しているとは言えません。</u>区民のみならず、区外の来街者からも足立区は汚い街の印象を与えてしまいます。<u>デザインルールを設け、色彩の統一や無秩序な広告物の規制・コントロール、無許可の不動産広告の撤去を位置付けるよう、お願いいたします。</u></p>	<p>千住旧日光街道周辺地区は、地区特性を活かした景観形成を図るため、住民の景観形成への取り組みを推進する景観形成地区に指定しています。</p> <p>足立区景観計画改定案では、商業系市街地における屋外広告物の景観形成誘導基準(P98)に、「光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、周辺環境に配慮する」ことを追加しました。</p> <p>今後、千住旧日光街道周辺地区の景観形成について、まち歩きやワークショップの開催等(P68/施策2-2-1)、地域住民やまちづくり活動団体等との協働・協創の取り組みを進めてまいります。その中で、屋外広告物のほか、建物の色彩、形態・意匠や地区の景観資源等、良好な景観形成のための具体的なルールづくりについて検討していきます。</p> <p>また、これまでも東京都屋外広告物条例等関係法規に基づき、公道上の違反したはり紙や立看板等の撤去を行っていますが、今後、良好な景観形成の視点からも、屋外広告物許可担当部署との連携をさらに強化してまいります。</p>

No.	寄せられた意見	区の考え方
② 歴史的な資源の景観重要建造物指定に関すること		
2	<p>千住は蔵や銭湯に代表される古き良き時代の建造物等が新旧入り混じって現存しており、地域のシンボルとなる歴史的な資源となっています。しかし、これらの古民家などの建造物等がここ数年で急速に失われています。足立区全域を見ても長屋門など歴史的な資源が失われています。今一度、歴史や文化によって培われてきた資源を保全・活用するべく、区が積極的に所有者や民間団体と協力し、『景観重要建造物』の指定に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>千住地域の魅力の一つは、新旧の建築物等が混在して織りなすまち並みだと認識しています。特に千住地域には、歴史的な資源が多く残されています。</p> <p>今後、景観重要建造物指定の前段階として、「足立・まちの風景資産」指定に向けて、千住の景観資源を発掘し共有するワークショップ等（P59/施策1-2-3）を行います。そして、所有者、民間団体や地域の皆さん等と協力し、風景資産のうち特に重要な建造物を景観重要建造物に指定するよう、専門家の助言をいただきながら取り組んでいきます。</p>

(2) 緑化景観の推進についての意見 2件

No.	寄せられた意見	区の考え方
① 不法投棄されにくい緑化の工夫に関すること		
3	<p>足立区の皆様が熱心に取り組まれていることに心から感謝します。私は、月に1度は地域の清掃活動に参加させていただいています。その中で、緑化のために植えられた植栽が、低木でかつ葉が生い茂っている場合、タバコの吸い殻などの生活ごみの不法投棄の温床となっているのを目にすることがあります。可能であれば、<u>不法投棄のされにくい緑化(たとえば、低木ではない木を選ぶとか、葉が生い茂りすぎない程度に間隔を空けるなど)の方法についても、ご検討いただけたらありがたいです。</u>よろしく願いいたします。</p>	<p>まちの清掃活動は、良好な景観形成に結びつく大切な取り組みのひとつです。</p> <p>低木の街路樹は、歩行者の道路横断防止の役割も果たしています。そこで例えば、横断防止柵が設置できる場所では中木の植樹により見通しを確保する、設置できない場所では適度に刈り込みを行うなど、ごみを捨てにくくする維持管理について、良好な街路景観形成の面からも検討し対処していきます。</p> <p>また、ごみを捨てないなどの小さな配慮が、景観を良くしていくことにつながるため、景観づくりに関するリーフレットの発行を行い、区民の皆さんへの意識啓発も合わせて行っていきます（P58/施策1-2-1）。</p>

No.	寄せられた意見	区の考え方
② 軒先緑化の支援に関すること		
4	<p>高齢者の健康づくりの観点から、散歩のときに、桜並木だけでは歩いていて単調で、昔ながらの民家の軒先の家庭菜園や季節ごとの植栽を楽しみにしている。種代や苗くらい支援して、<u>住んでいる人も楽しみながら軒先の緑化を支援できないか。通行の邪魔にならないように、区が取り仕切って決まりを決めてはどうか。「しそ」など食用植物なら住んでいる人にも役立つ。散歩している人がいつも楽しみにしていると、軒先緑化をしている人に伝えたい。</u></p>	<p>道路や敷地内の緑化は、魅力ある沿道景観の形成に役立ち、地域住民の散歩の楽しみにも結びつくと考えます。</p> <p>そこで、道路から見える敷地内の草花を育てる方法を専門家から楽しみながら学ぶ区民向けの花植え講座やイベントを開催するなど、軒先緑化などの緑を育むひとの活動を、緑の担当部署とも連携して支援し、広げていきます。</p> <p>緑化のルールづくりには、身近な緑化が良好な景観形成につながるという意識の共有化が必要です。景観づくりに関するリーフレットの発行等を行い、魅力ある沿道景観づくりに取り組みます（P58/施策 1-2-1）。</p> <p>また、身近な景観資源に関する SNS などの情報発信やイベント等（P82/周知広報活動）の中で、散歩する方も軒先緑化を楽しみにしていることを発信していきます。</p>

(3) 景観資源の保全・活用についての意見 2件

No.	寄せられた意見	区の考え方
① 「足立・まちの風景資産」の指定と取り組み状況に関すること		
5	<p>第一次景観計画の期間内においては指定に至らなかった景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度について、第一次景観計画に引き続き、現状変更などに関する制限を伴わない制度として足立区独自に重要な景観資源を「<u>足立・まちの風景資産</u>」に指定するとあります。<u>現在の指定状況を記載し、取り組みの進捗状況を情報発信していただきたい。</u></p>	<p>第一次景観計画期間内に「足立・まちの風景資産」の指定に至っていないことを、景観計画改定案に追記します (P56)。</p> <p>景観資源の保全には、多くの区民の皆さんが保全したいと共感できることが必要だと考えます。「足立・まちの風景資産」指定に向けた景観資源発掘のためのまち歩きなどの取り組み (P59/施策 1-2-3) について SNS や景観ニュースなどで進捗状況を情報発信し、区民や団体等と協力しながら進めていくことを P82 の周知・広報活動に示しました。</p>
② 景観重要建造物・景観重要樹木指定の目標設定に関すること		
6	<p>地域のシンボルとなる歴史的な資源は危機に瀕しています。<u>景観重要建造物と景観重要樹木の指定に向けた具体的な取り組み目標を景観計画の中に設定していただきたい。</u></p>	<p>第一次景観計画期間中に、景観重要建造物、景観重要樹木についても指定に至っていません (P56)。</p> <p>指定の取り組み目標は、P60 の指標と目標値に示しました (中間値・累計 1 件、目標値・累計 2 件)。指定に伴い建造物や樹木の現状の変更に制限を伴う制度のため、指定にあたっては所有者のご理解、同意が必要となります。</p> <p>目標値を上回る指定を目指し、貴重な景観資源として共有化ができるように、景観資源発掘のワークショップから取り組んでいきます (P59/施策 1-2-3)。</p>

(4) 新たな行政ニーズへの対応についての意見 1件

No.	寄せられた意見	区の考え方
① 公民連携による遊休公共施設の再活用に関すること		
7	<p>新たな行政ニーズとして、<u>例えば地域住民の記憶の核となる「統廃合された学校等の遊休公共施設」を公民連携により再活用するなど、「つくる」から「つかう」へパラダイムシフトし、シビックプライドの醸成に取り組んでいただきたい。</u>公民連携による遊休公共施設の再活用例は、地方都市だけでなく東京都心部においても多くあり、若年層を含む多世代のニーズにも応え、地域住民にとって誇れる景観形成を可能としています。</p>	<p>学校や公共住宅団地の耐震補強などを行った上で利活用する事例も増えてきています。</p> <p>シンボルとなる既存樹木を残すことや、古くても景観上貴重な建物を保全・活用することなど、既存の公共施設をどのように活用できるのか、シビックプライドの醸成に向けて、まずは区民の皆さんとの景観資源発掘のワークショップ（P59/施策1-2-3）から取り組みを進めていきます。</p>

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	足立区バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）素案に関するパブリックコメント実施について															
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課															
内 容	<p>江北周辺地区のバリアフリー地区別計画素案に関するパブリックコメントを実施するので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施</p> <p>（1）募集期間 令和2年11月16日（月）～12月16日（水）</p> <p>（2）周知方法及び閲覧配布</p> <p style="padding-left: 20px;">ア あだち広報10月25日号による告知、及び区ホームページ、SNSによる周知</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 都市計画課窓口、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>2 地区別計画素案の概要（別添資料2）</p> <p>（1）地区別計画の概要 バリアフリー地区別計画の位置づけ、地区別計画の内容、地区別計画策定後の進め方</p> <p>（2）江北周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定 地区別計画（江北周辺地区）の策定にいたる経緯</p> <p>（3）江北周辺地区におけるバリアフリーの取り組み 江北周辺地区のバリアフリーの現状と課題、基本的な方針、生活関連施設・生活関連経路・区域の設定</p> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">年 月</th> <th style="width: 75%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>令和2年 11月</td> <td>バリアフリー地区別計画素案を公表 パブリックコメントの募集（31日間）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和3年 1月</td> <td>上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月頃</td> <td>第11回足立区バリアフリー協議会 パブリックコメントに対する区の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月頃</td> <td>バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）策定</td> </tr> </tbody> </table>		年 月	内 容		令和2年 11月	バリアフリー地区別計画素案を公表 パブリックコメントの募集（31日間）		令和3年 1月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告		2月頃	第11回足立区バリアフリー協議会 パブリックコメントに対する区の考え方を公表		3月頃	バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）策定
	年 月	内 容														
	令和2年 11月	バリアフリー地区別計画素案を公表 パブリックコメントの募集（31日間）														
	令和3年 1月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告														
	2月頃	第11回足立区バリアフリー協議会 パブリックコメントに対する区の考え方を公表														
	3月頃	バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）策定														
問題点 今後の方針	パブリックコメントやバリアフリー協議会、及び建設委員会における審議を踏まえ、バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）を策定する。															

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	ユニバーサルデザイン推進計画に基づく事業の評価結果について																																																	
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課 総務部総務課 障がい福祉推進室障がい福祉課																																																	
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき区が実施している個別施策について、評価を行ったので以下のとおり報告する。（別添資料3）</p> <p>1 評価方法 第25回ユニバーサルデザイン推進会議において、令和元年度に実施したユニバーサルデザインに係る個別施策31事業の取組み状況について、外部委員評価部会において21事業、内部委員評価部会において10事業の個別施策をそれぞれ評価することになった。 なお、外部評価部会において評価を実施した施策は、外部評価委員が希望する施策中心に選考した。</p> <p>2 評価者 (1) 外部評価委員 学識経験者、区内関係団体代表者、公募区民委員 等 計12名 (2) 内部評価委員 委員のうち、区の部長級職員である委員 計3名</p> <p>3 評価結果 (1) 各施策の評価結果（別紙参照 P23）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>5点</th> <th>4点</th> <th>3点</th> <th>2点</th> <th>1点</th> <th>平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0件</td> <td>27件</td> <td>4件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3.87</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3件</td> <td>25件</td> <td>9件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3.84</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>6件</td> <td>25件</td> <td>5件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>3.97</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>5件</td> <td>26件</td> <td>7件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3.95</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4件</td> <td>21件</td> <td>12件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1件</td> <td>25件</td> <td>9件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> <td>3.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 当初の施策数は38件であったが、令和元年度にユニバーサルデザイン推進計画が改定されたため、新施策の31件に変更となった。</p>	評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点	令和元年度	0件	27件	4件	0件	0件	3.87	平成30年度	3件	25件	9件	0件	0件	3.84	平成29年度	6件	25件	5件	1件	0件	3.97	平成28年度	5件	26件	7件	0件	0件	3.95	平成27年度	4件	21件	12件	1件	0件	3.74	平成26年度	1件	25件	9件	0件	3件	3.55
評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点																																												
令和元年度	0件	27件	4件	0件	0件	3.87																																												
平成30年度	3件	25件	9件	0件	0件	3.84																																												
平成29年度	6件	25件	5件	1件	0件	3.97																																												
平成28年度	5件	26件	7件	0件	0件	3.95																																												
平成27年度	4件	21件	12件	1件	0件	3.74																																												
平成26年度	1件	25件	9件	0件	3件	3.55																																												

(2) 評価の考え方

- 5点・・・優れた取組みが多く、十分な成果が出ている。
- 4点・・・優れた取組みがいくつかあり、成果が出ている。
- 3点・・・取組みにより成果が概ね出ているが、努力が必要。
- 2点・・・いくつかの取組みに課題があり、改善が必要である。
- 1点・・・取組みに課題があり、成果が出ていない。
実施していない。

ア 前年度より評価の上がった施策例

施策番号	施策名	理由
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	受講満足度が95%であり、満足度向上への具体的な取組み方針の記載もあり、評価できたため。
1-(3)-①	多様な人々の連携・支援	計画通り又は同等以上の取組みが実施されており、実際の効果も出ているため。今後も各事業の発展を期待する。

イ 前年度より評価の下がった施策例

施策番号	施策名	理由
1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成	現在の事業に満足せず、理念や指標、評価方法の妥当性を検証し、PDCAの発展を期待するため。
3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	実績が年次計画を下回っている点や、既存施設へのエレベーターの設置等について、法律の義務がなくても指導等を期待するため。

4 評価後の対応

各委員からの個別施策に対する評価及び意見を担当所管へフィードバックし、今後の所管課の各事業へ反映できるよう促していく。

問題点
今後の方針

- 1 評価結果を庁内に周知し、施策に反映していく。
- 2 今後も、ユニバーサルデザイン推進計画に基づく関連施策を着実に推進していく。

区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表

外部……評価委員のうち、学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表、公募による区民委員で評価する施策(網掛け)
 内部……評価委員のうち、区職員委員で評価する施策

施策番号	施策名	H26実施	H27実施	H28実施	H29実施	H30実施	R元実施	部会					
柱一 思いやりある「ひとづくり」													
1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発	4		4		4		4	外部				
1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成	4	↘	3		3	↘	2	↗	4	↘	3	外部
1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	4	↗	5	↘	4	↗	5	↘	4		4	内部
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	3	↘	2	↗	3	↗	4		4		4	外部
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	4		4		4	↘	3		3	↗	4	外部
1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	3		3		3	↗	4	↘	3	↗	4	外部
1-(3)-①	多様な人々の連携・支援	4		4		4		4	↘	3	↗	4	外部
柱二 快適にすごせる「くらしづくり」													
2-(1)-①	多様な人々への移動支援	4		4		4		4		4		4	外部
2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援	4		4		4		4		4		4	内部
2-(2)-①	住宅の改良支援	4	↘	3	↗	4		4		4		4	外部
2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	(新規施策)							3		3		外部
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	1	↗	3	↗	4		4	↘	3	↗	4	内部
2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	1	↗	4		4		4	↘	3	↗	4	内部
柱三 便利に生活できる「まちづくり」													
3-(1)-①	安全な道路環境の整備	4		4		4		4		4		4	外部
3-(1)-②	歩行者空間の確保	4		4		4	↗	5		5	↘	4	外部
3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援	3		3	↗	4	↘	3	↗	4		4	外部
3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	4		4	↗	5	↘	4		4		4	外部
3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	4		4	↗	5	↘	4		4		4	外部
3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	4		4	↗	5	↘	4		4		4	外部
3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進	1	↗	3	↗	5		5	↘	4		4	外部
3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進	3	↗	4		4		4		4		4	外部
3-(3)-②	公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	4		4	↘	3	↗	4		4		4	内部
3-(3)-③	イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	(新規施策)							4		4		内部
3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	4		4		4		4		4		4	内部
3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	3		3		3		3	↗	4	↘	3	外部
柱四 みんなに役立つ「しくみづくり」													
4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	4	↗	5	↘	4		4		4		4	内部
4-(1)-②	区民の意見を区政に反映させる体制の充実	3		3	↗	4		4		4		4	外部
4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	4	↗	5		5		5	↘	4		4	内部
4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成	5		5		5		5		5	↘	4	内部
4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成	4		4		4		4	↘	3		3	外部
4-(3)-①	効果的な防災・災害情報等の提供	4	↘	3	↗	4		4	↘	3	↗	4	外部
平均点 (※ H26～30は旧施策により計算)		※3.55	↗	※3.74	↗	※3.95	↗	※3.97	↘	※3.84	↗	3.87	

評価は5点から1点までの5段階 5点…最上位 1点…最下位 (3点以下を赤字で表記)

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	【追加】花畑川環境整備事業の地元周知について
所管部課名	道路整備室工事課
内容	<p>花畑川環境整備事業について、地元住民に対し整備内容等の周知を行うので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 花畑川環境整備事業のお知らせの配布について (1) 主な内容（別紙参照 P25～28） ア 整備計画 イ 説明会での主な質問と回答 (2) 配布範囲 花畑川沿川の14町会・自治会 (3) 配布方法 各戸配布 (4) 配布期間 令和2年11月下旬～</p> <p>2 事業説明看板の追加について 地元の方が心配している水害等についての説明看板を、現在設置している事業案内の横に追加で設置する。 (1) 今回作成したお知らせを基に看板を作成 (2) 設置時期 令和2年12月</p> <p>3 今後の整備について (1) 第2期以降に整備する拠点部分などについては、第1期と同様に地元の意見を聞きながら、整備内容を検討していく。 (2) 花畑川の歴史的な経緯等については、事業展開の中で案内看板を設置するなどの対応をしていく。</p>
問題点 今後の方針	第1期工事については、令和3年第1回定例会において、契約案件として提出をする。

花畑川

環境整備事業のお知らせ

Hanahata River News

昭和6(1931)年。

花畑川は、中川と綾瀬川を結び、
船で食料等を輸送するための運河として生まれました。

そして、今、
未来に向けて新しく生まれ変わろうとしています。



整備後
After

Picture: 富士見歩道橋から桜木橋を望む(イメージ)



現在
Before

整備方針

- 1 身近な自然としての河川
- 2 暮らしの中の河川
- 3 コミュニティの核としての河川

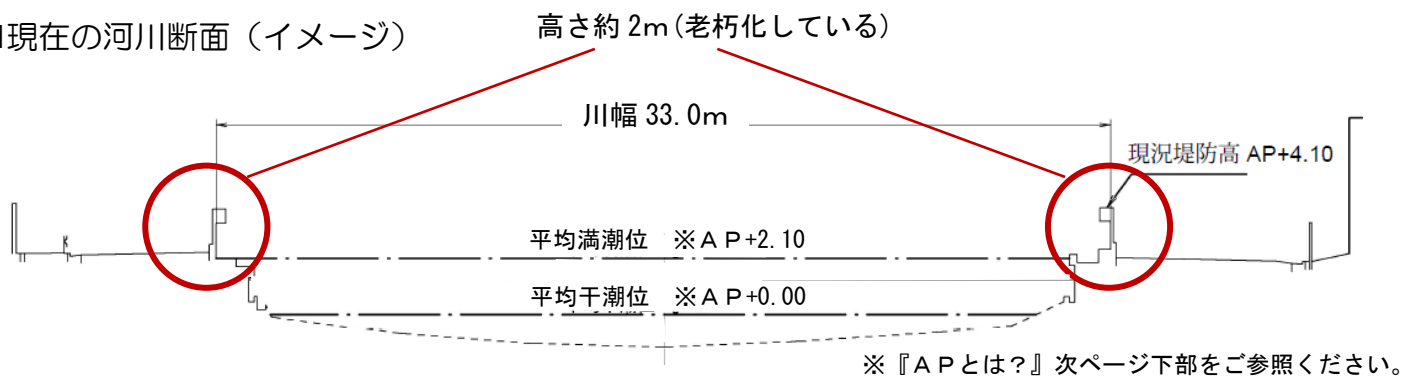
事業概要

事業名	花畑川環境整備事業
事業箇所	花畑川全域
主な工事内容	護岸の整備/散策路の設置/桜の植樹/富士見歩道橋の架替え
事業期間	令和3年から10年程度(予定)

現在の花畑川の課題

現在
Before

■現在の河川断面（イメージ）

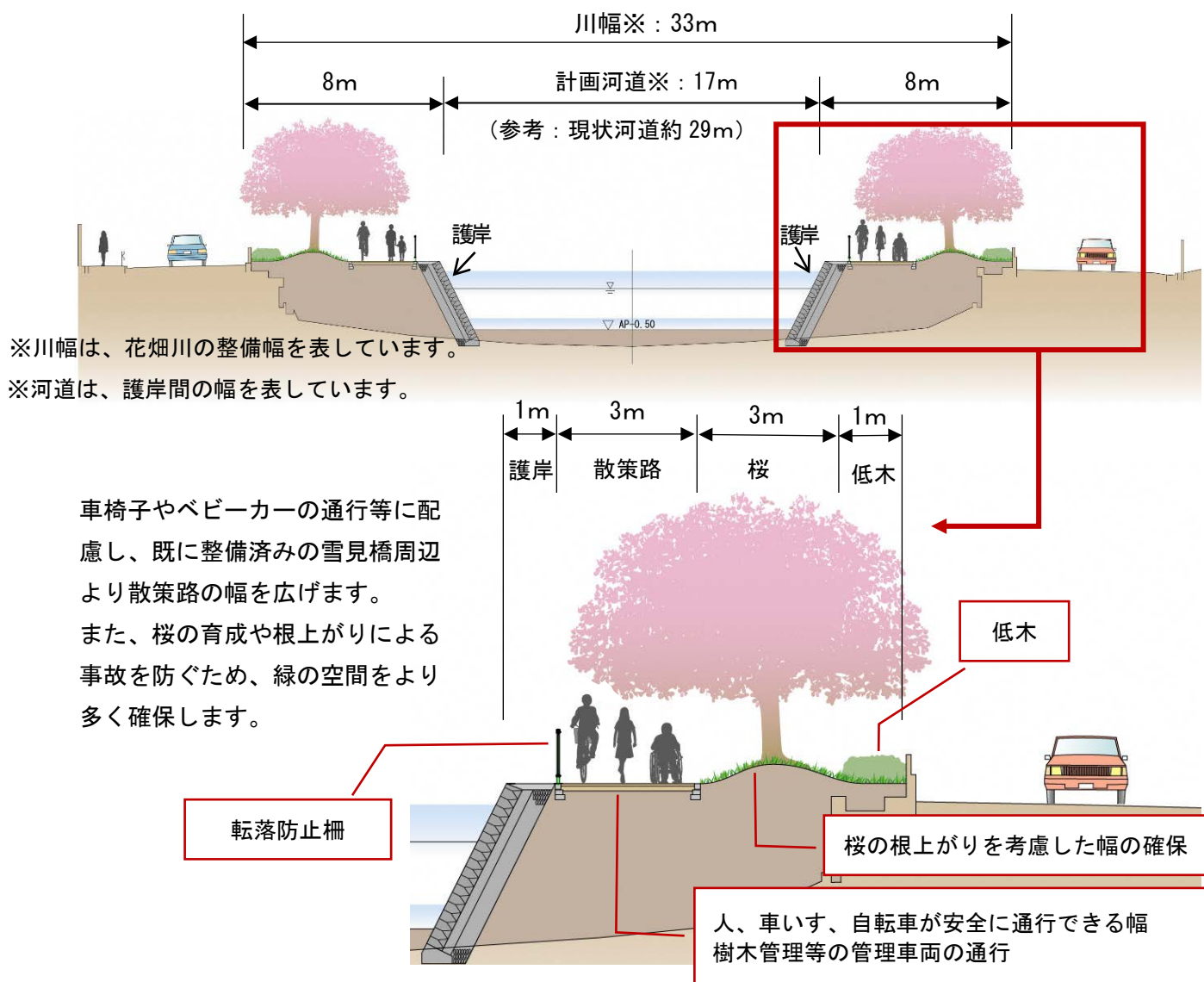


現在の花畑川は、川幅 33mの両側にコンクリートの壁があり、高さが道路面から2mほどあるため、周辺から川が見えにくくなっています。また、整備完了から約 45 年たっており、一部が老朽化しています。

花畑川周辺にお住まいのみなさまの安全安心を守り、「憩いの場」「地域交流の場」として、河川の整備を進めます。

整備計画（雪見橋から富士見歩道橋区間）

整備後
After



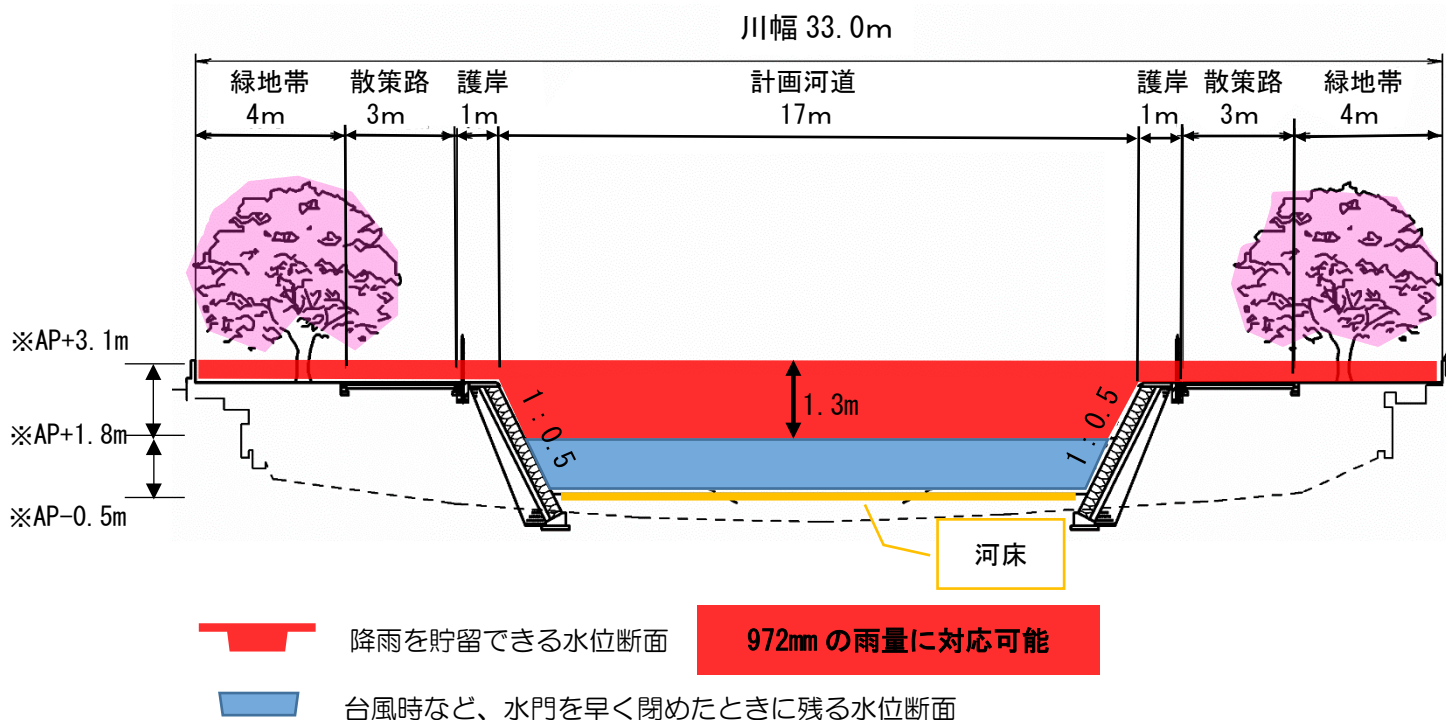
花畑川整備については、これまで地域にお住まいの方、花畑川で活動をされている方などと、説明会・意見交換会を計5回行いました。そこでいただいた主なご意見と、区の回答をご紹介します。

今後も、説明会やチラシの配布等により、地域のみなさまに進ちょく状況をお知らせしていきます。

主な質問①	区からの答え①
<p>河道の幅が 29mから 17mになるとのことですが、幅が狭くなることで河川の氾濫が心配です。 大丈夫なのでしょうか？</p>	<p>総雨量 972 mmの降雨に対応できるように整備します。 2019年10月に発生した台風19号の雨（足立区役所地点の総雨量 163mm/10月12日～13日の2日間）や区の洪水ハザードマップで示す中川・綾瀬川流域の想定降雨規模（総雨量 596 mm/2日間）、さらに平成12年に発生した東海豪雨（総雨量 589 mm/2日間）でも氾濫することはありません。 ※なお、想定雨量に十分対応可能な河川ではありますが、万一の備えとして、排水ポンプの設置について検討してまいります。</p>

【水門について】

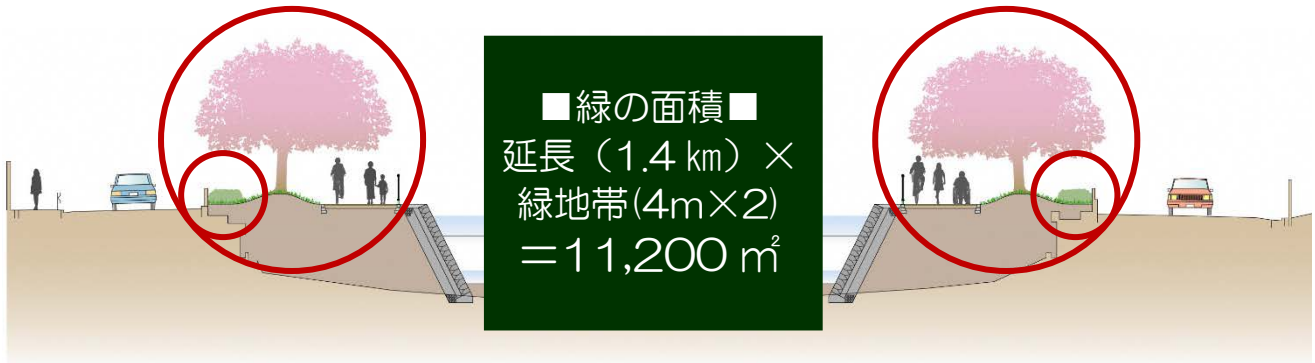
花畑川と接続する綾瀬川、中川には水門があり、河川の水位が高い場合には水門を閉鎖します。水門を閉鎖すると、川からの流入は無くなり、花畑川に降る雨のみを貯留することになります。その貯留可能量が972mmになります。



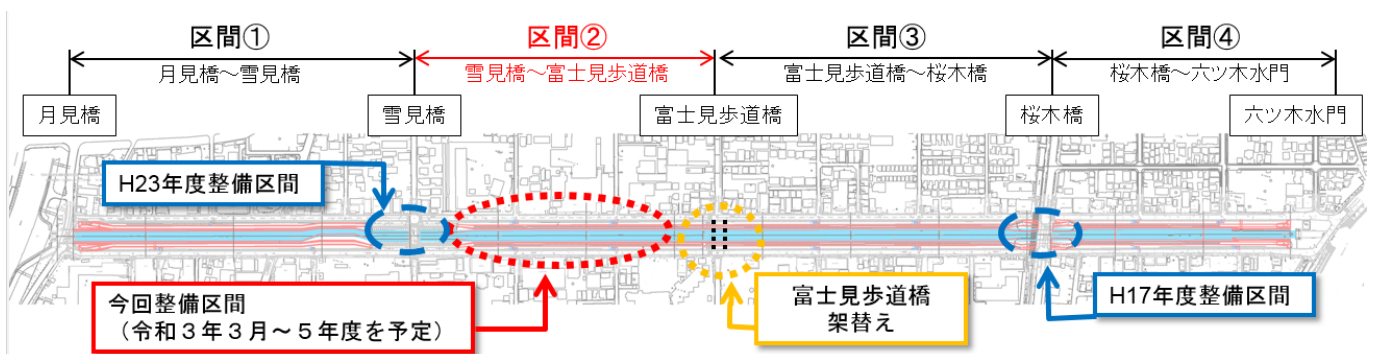
※『AP（アラカワペイル：荒川基準面）』

荒川水系の高さを示す基準高さをいいます。花畑川両側の水門を閉める際の水位高さ等に使用しています。土地の標高を表す基準であるTP（東京湾の平均海面を0mの基準面とした高さ）とは異なります。

主な質問②	区からのお答え②
<p>水面幅が狭くなることによって、周辺地域の気温が大きく上昇することはありませんか？</p>	<p>気温が大きく上昇することはありません。水面幅は狭くなりますが、専門家の意見を踏まえ、気温上昇を抑えるため緑の整備を行います。これに加え、散策路は保水性のある舗装の整備により、気温上昇を低減します。 緑も水面も、気温上昇を抑える効果がありますが、水は透明度が高い場合に効果が高くなるなどの特徴があります。</p>



主な質問③	区からのお答え③
<p>花畑川全体の整備が完成するのに、何年ぐらいかかるのですか？</p>	<p>令和3年から10年程度を予定しています。 今回の整備では、区間②「雪見橋～富士見歩道橋」間(約250m)を、令和3年3月から令和5年度に行う予定です。 花畑川約1.4kmを4区間に分け、区間②→④→①→③の順で整備を進めていきます。 富士見歩道橋は、今回の整備区間②の工事完了後、歩道橋として架替えることを予定しています。</p>




■ 花畑川環境整備に関する問い合わせ先

足立区 都市建設部 道路整備室 工事課 設計係 担当：古賀・富田
電話：03-3880-5009 (直通) FAX：03-3880-5620 E: koji@city.adachi.tokyo.jp

今後、事業を進めていく上で、地域のみなさまと「花畑川を考える会」において、他の整備区間の計画立案を行ってまいります。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

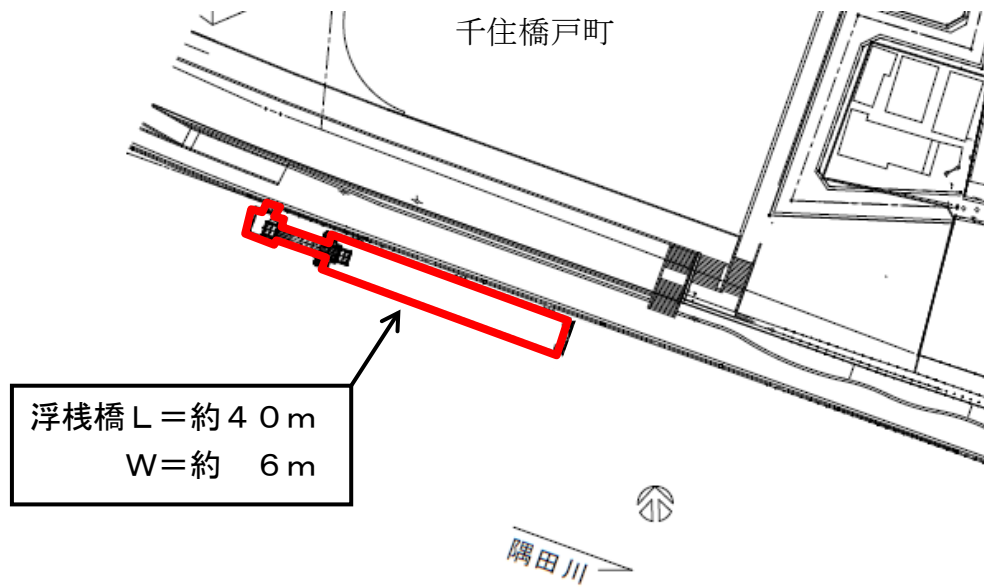
建設委員会報告資料

令和2年11月13日

<p>件名</p>	<p>千住大橋防災船着場の整備時期の変更について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>道路整備室工事課 都市建設部企画調整課</p>
<p>内 容</p>	<p>千住大橋防災船着場整備について、令和3年度の工事完了を目指していたが、新型コロナウイルス感染症対策費増に伴う事業見直しにより、整備時期を2年先送りしたため、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 整備時期変更について <ol style="list-style-type: none"> (1) 当初 令和2年度工事着手、令和3年度完成予定 (2) 変更後 令和4年度工事着手、令和5年度完成予定 2 工事費 <p>約2億8千万円</p> <p>令和2年度予算（1億1千2百万円）は、9月補正にて減額</p> 3 整備箇所及び整備型式 <ol style="list-style-type: none"> (1) 整備箇所（千住橋戸町2番地付近 隅田川左岸） 

(2) 整備の型式

軽資材の運搬や人の乗降に適する、ポンツーン（浮棧橋）式



例 白鬚東防災船着場



問題点
今後の方針

整備時期の変更について、地元協議会への説明を行う。

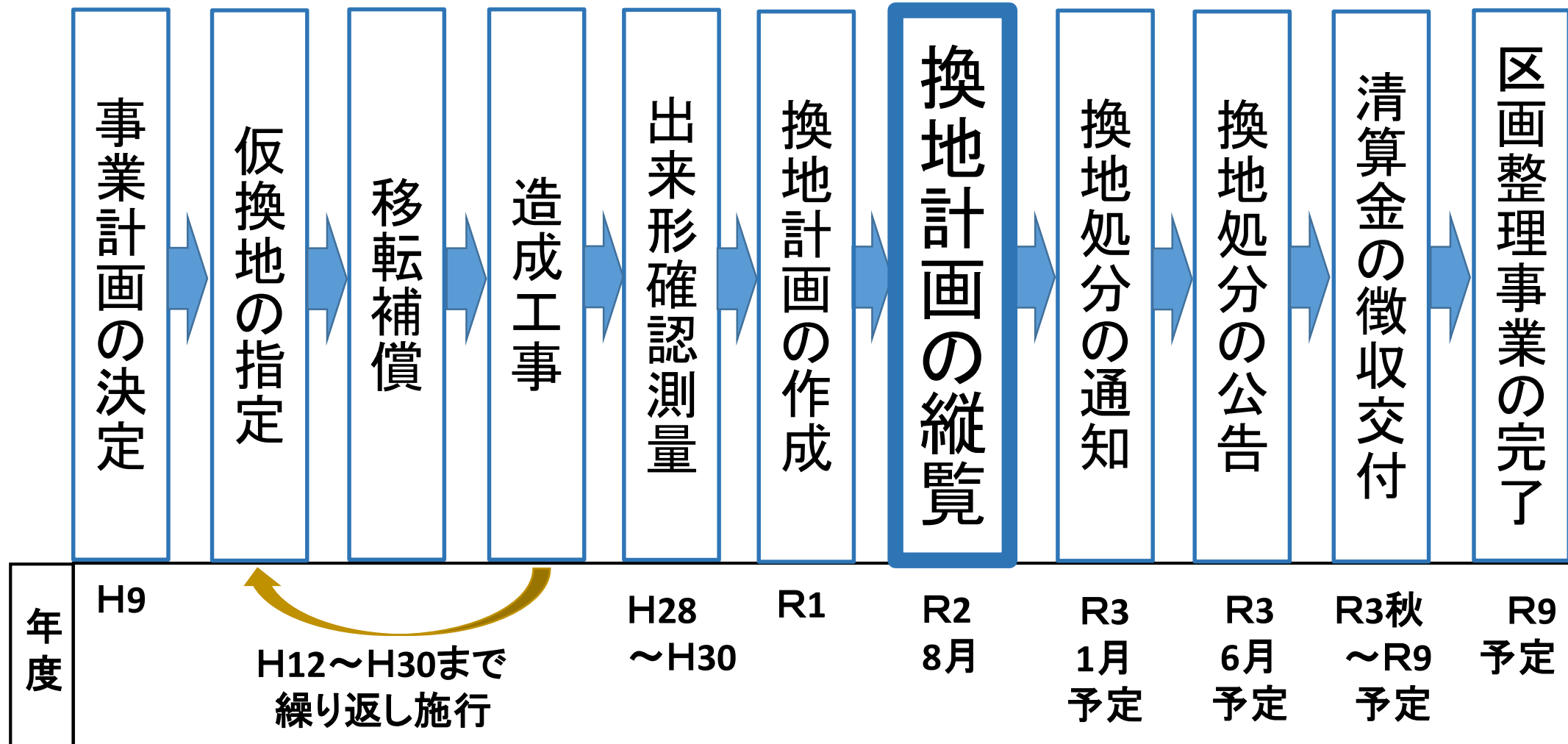
建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	佐野六木土地区画整理審議会の答申について
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内容	<p>換地計画書に関わる意見書の提出があった。土地区画整理法第88条第6項の規定に基づき佐野六木土地区画整理審議会（以下、「審議会」という。）に諮問し、答申があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 意見書の提出 4名4件（清算金が高額2件、清算金の減額2件）</p> <p>2 審議会 (1) 開催日 令和2年10月29日（木） (2) 場 所 佐野六木区画整理地区事務所（六木二丁目2番11号） (3) 答 申 不採択 (4) 理 由 清算金額は、「土地区画整理法」「東京都市計画事業佐野六木土地区画整理事業施行細則」及び「換地計画作成並びに換地処分に関する要領（東京都都市整備局市街地整備部）」に基づき公正・公平に算出されたものであるため、4件すべて不採択とする。</p> <p>3 今後の予定（別紙参照 P32）</p>
問題点 今後の方針	<p>1 令和3年6月の換地処分に向けて、着実に事業を進めていく。</p> <p>2 権利者に対しては、徴収金の負担を軽減するための分割払いや融資あっせん利子補給制度を引き続き丁寧にPRしていく。</p>

佐野六木土地区画整理事業の流れ

別紙



建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	第三次足立区緑の基本計画（案）に関する東京都との事前協議及びパブリックコメントの実施結果について																		
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課 都市建設部企画調整課 道路整備室工事課 建築室開発指導課																		
内 容	<p>第三次足立区緑の基本計画（案）に関する東京都との事前協議結果及びパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 東京都との事前協議結果 意見及び区の回答（別紙1参照 P34）</p> <p>2 パブリックコメントの実施結果</p> <p>（1）実施期間 令和2年9月1日（火）～令和2年10月1日（木）</p> <p>（2）提出者数及び提出方法</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ア 提出者数</td> <td>5名（11件）</td> </tr> <tr> <td>イ 提出方法</td> <td>区ホームページの意見受付フォーム 5名（11件）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">Eメール</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">FAX</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">郵送</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">窓口への持参</td> <td>無し</td> </tr> </table> <p>（3）意見の概要と区の考え方（別紙2参照 P35～40）</p> <p>（4）今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 月</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和2年 11月中旬～下旬</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三次足立区緑の基本計画を策定</td> </tr> </tbody> </table>	ア 提出者数	5名（11件）	イ 提出方法	区ホームページの意見受付フォーム 5名（11件）	Eメール	無し	FAX	無し	郵送	無し	窓口への持参	無し	年 月	内 容	令和2年 11月中旬～下旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布）		第三次足立区緑の基本計画を策定
ア 提出者数	5名（11件）																		
イ 提出方法	区ホームページの意見受付フォーム 5名（11件）																		
Eメール	無し																		
FAX	無し																		
郵送	無し																		
窓口への持参	無し																		
年 月	内 容																		
令和2年 11月中旬～下旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表（区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布）																		
	第三次足立区緑の基本計画を策定																		
問題点 今後の方針	計画を着実に推進していくため、（仮称）足立区緑の基本計画推進会議において進捗管理を行う。																		

東京都との事前協議で寄せられた意見及び区の回答

No.	寄せられた意見	区の考え方
(1) 目標達成状況について (P 25)		
1	緑化の目標と達成状況において、計画期間が平成31年度までとなっているが、平成29年度調査結果を以て、達成、未達成とされている。平成31年度のデータは未取得ということか。	指標値には、毎年、値を確認できるものと、数年に一度実施する「緑の実態調査」で確認できるものがあります。 「表 緑化の目標と達成状況」については、緑の実態調査実施年度である平成29年度のデータしかないため、そのままとします。「表 区民との協働事業の目標と達成状況」については、平成31年度の実績に差し替えます。
2	公園率の説明で「プチテラス」が出てくるが、プチテラスに関する説明を追加していただきたい。	資料の用語解説にプチテラスについての説明を追加します。
(2) 「施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理」に関すること (P 78)		
3	西新井公園縮小面積分の代替計画は確度が高いものと伺っている。「■ 都市計画決定 * 済みであるが一部未供用の公園の今後の方針」において、目途が立っていることが伝わる表現にできないか。例えば「(縮小面積分については地区計画公園や公園率が低い地域での区有地活用による代替計画を検討)。」	修正意見のとおり、本文を修正します。

「第三次足立区緑の基本計画（案）」に関する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和2年9月1日（火）～令和2年10月1日（木）

(2) 意見提出者数等

① 意見提出者数・意見件数 5名・11件

ア 提出者属性

年齢	19歳 以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上	不明・ 団体等	合計
男性	—	—	—	1	—	1	—	—	2
女性	—	—	1	1	—	—	—	—	2
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0
不明・団体	—	—	—	1	—	—	—	—	1
合計	—	—	1	3	—	1	—	—	5

② 提出方法

ア 区ホームページの意見受付フォーム 5名（11件）
 イ エメール 0名
 ウ FAX 0名
 エ 郵送 0名
 オ 窓口への持参 0名

2 意見の順番構成について

(1) 「ひとづくり」についての意見 2件

意見番号

① 「施策1 緑を育むひとを増やす」に関する事 . . . 1
 ② 「施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ」
 に関する事 . . . 2

(2) 「まちづくり」についての意見 9件

意見番号

① 「施策Ⅰ-2 『歩きたくなる』水と緑の
 ネットワークの構築」に関する事 . . . 3~6
 ② 「施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実」に関する事 . . . 7
 ③ 「施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理」
 に関する事 . . . 8~11

3 意見及び区の考え方（表中のP●は第三次足立区緑の基本計画案のページを指します。）

(1)「ひとづくり」についての意見 2件

No.	寄せられた意見	区の考え方
① 「施策1 緑を育むひとを増やす」に関すること		
1	<p>“緑を育む”について、私は育みたい個人ですが、個人的に育むことはできませんが、<u>区と関連して育みたい</u>です。例えば<u>苗なり種を区から個人単位で購入</u>。</p> <p>→交流会を兼ねるようであれば、<u>育て方を教えていただけるような場があれば良い</u>と思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苗の購入につきましては、類似の取組として、区が開催する講座の参加者、イベント等で緑の基金に募金をいただいた方に、苗木や種の配布を行っており、今後も継続していきます。 ・育て方教室につきましては、P72「②魅力的な庭づくりの支援 ●初心者向けの支援」に記載しましたとおり、区民の皆様が誰でも参加できる緑や花の育て方講座等を既に開催しており、今後も更に拡大していく方針です。
② 「施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ」に関すること		
2	<p>「計画目標1」施策2、緑を育むひとの活動を広げ、つなぐでは、<u>「緑の協力員」の再構築について3年間の養成プログラム</u>としているが、<u>2年で良い</u>と思います。</p> <p>1年目の基礎編で従来の花、樹木、各種イベント協力の他に、区政の緑化推進方針は担当課より講義／植物、樹木等知識は専門家により講義を受け、足立区の緑化に対する現状と課題を理解することが必要です。2年目については協力員それぞれ自分の取り組みたいテーマごとに分かれ、活動、成果発表する。</p> <p>終了後、区民コーディネーターの称号授与が良いと思います。3年目以降については、区民コーディネーターとして区の緑化施策に関わり区民活動を継続させる。また<u>「緑の協力員」募集は毎年（従来は1回／2年）行うことにより「緑の協力員」の活動が、より継続していく</u>と思います。</p>	<p>「緑の協力員」につきましては、任期終了後、緑の「区民コーディネーター」として活躍いただくことを想定しています。計画の修正は行いませんが、お寄せいただいた意見を参考とし、今後、緑の協力員の皆様とも相談しながら、養成プログラムの内容を検討していきます。</p>

(2)「まちづくり」についての意見 9件

No.	寄せられた意見	区の考え方
① 「施策Ⅰ-2 『歩きたくなる』水と緑のネットワークの構築」に関すること		
3	<p>緑、特にお花は増えていると思いますが、まだまだ足りないと思います。<u>街路樹がもっと沢山あれば良いな</u>と思う道も<u>沢山あります</u>。(夏はとても暑い)今はサルスベリが植えられているとおりもあり <u>お花が咲く樹木は心が華やぎます</u>ね。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路は、安全で快適に通行できる環境の確保が第一です。このため、P64「Ⅰ-2-(2) 快適な歩行空間を形成する街路樹の育成」に記載しましたとおり、まずは街路樹の現況を把握し、安全面と景観面とを考慮した街路樹のあり方や維持管理方法を検討していきます。 ・花の咲く樹木は、道路にうるおいや安らぎを添え、地域に賑わいを与えてくれます。道路の新設または改良時には、地域の皆様のご意見を確認し、樹種を検討していきます。
4	<p>中川の歩道を緑化して欲しいです。</p>	<p>P67「カ 中川」に記載しましたとおり、今年度、六木二丁目から佐野一丁目の中川沿いに桜を植樹する予定です。</p>
5	<p>道路沿いの緑について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生垣の様なものはゴミを投げ入れられた時に回収できないのでやめて欲しい。</u> ・ <u>歩道の道幅の狭い緑は撤退して欲しい。</u> 通行の妨げである。 <p>例:都道461号線尾竹橋通り 西新井橋～の歩道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路は、安全で快適に通行できる環境の確保が第一です。そのため、P64「街路樹の在り方を示す方針づくり■取組方針案など」に、幅員が狭く通行や維持管理上課題のある道路は、植栽帯をガードパイプと高木に変更する等、歩道幅員に応じた植栽方法を検討していくことを記載します。 ・尾竹橋通りなど、国や都が管理している道路については、整理した区の考え方を伝え、協力を求めています。

No.	寄せられた意見	区の考え方
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>造設中の補助第136号線沿いの緑は桜を植えて欲しい。名所になると思う。土手上的様に五色桜の名所のように寄付を募ってプレートをつけられたりするとより親しみやすく大事にされると思う。</u> 寄付額は2万円以下であると有り難いです。 <u>扇区間の映えず手入れも行き届いていない緑は無い方が良いと感じます。</u> ・ <u>お金をかけて増やすのであれば、地域からも他所からも大切にされる緑であって欲しい。</u> 	<p>補助第136号線を工事している東京都に、以下のことを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助第136号線は、全区間をハナミズキとオオムラサキツツジで統一するため、桜は植樹しません。 ・ 東京都では、「マイ・ツリー」という寄付樹木事業を行っていましたが、既に事業は終了しているため、寄付による植樹は行いません。 <p>樹木管理については、P56「①骨格となる水と緑の形成」に記載しましたように、扇区間に限らず、丁寧な管理に努めるよう東京都に申し入れしていきます。</p>
② 「施策Ⅱ-1 民有地の緑の充実」に関すること		
7	<p>足立区でもマンションやアパートが乱立していて、またマンションか、アパートか…と肩を落としています。無理なことはありますが、<u>足立区内でアパート、マンションを建てる場合は敷地の何割かは緑化に充ててほしいな</u>と思います。</p> <p>企業的には利益優先なので、無理があるとは思いますが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P70「Ⅱ-1-(1) ①建築行為に伴う確実な緑化の推進」に記載しました緑化計画により、足立区では、200㎡以上の敷地で建築行為を行う場合、建物が建っていない部分の約2割を緑化していただいています。 ・ 一定規模以上のマンションやアパートを建設する場合は、「足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例」に基づき、敷地面積の5%（建ぺい率が80%以上の地域では3%）以上の空地の確保を義務づけています。 ・ 緑化については、P70「②魅力的な緑地創出の誘導」に記載しましたとおり、今後、優良緑化事例の表彰・公表制度を検討する等、緑地の確保と魅力向上に努めます。

No.	寄せられた意見	区の考え方
③ 「施策Ⅱ-3 公園の魅力向上と持続可能な管理」に関すること		
8	<p><u>学校の合併などで空いた学校をとる度に、公園ができればいいなと思っています。</u></p>	<p>P79「●密集地域における公園整備推進」と「図 公園配置計画図」に記載しましたとおり、今後、鹿浜五色桜小学校や江北小学校跡を活用し公園を整備していく予定です。</p> <p>鹿浜五色桜小学校跡は、隣接する上沼田東公園と一体的な公園、江北小学校跡は、防災広場の機能を備えた公園として整備していく予定です。</p>
9	<p><u>綾瀬のエトセトラ跡地も公園が良かったです。綾瀬駅、五反野駅、北千住駅周辺は街路樹もろくにないので…。</u> 以上よろしく申し上げます。</p>	<p>P79「●公園偏在の解消」に記載しましたとおり、綾瀬地域は区画整理が施行され、公園が充足している地域であるため、新たに公園を整備する予定はありません。</p> <p>当該敷地に建築物を新設する場合には、P70「Ⅱ-1（1）建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上」に記載しましたとおり、条例等に基づき、緑化が図られるよう事業者働きかけていきます。</p>
10	<p>令和2年8月、国土交通省都市局が公表した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」の論点整理では、今後の都市政策の方向性として「地域の関係者の連携による緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用」が言及されており、検討を深めるべき点として「担い手の育成・社会実験のあり方」が挙げられています。こうした動きを捉え、<u>本計画の「多様な主体による公園活用の展開」においても、Park-PFIや占用許可基準の緩和などによる公民連携の活用や社会実験の実施を取組方針として記載いただきたい。</u></p>	<p>足立区におきましても、民間事業者による公園への売店やカフェの設置等を検討していきます。ご意見のとおり、P91「② 多様な主体による公園活用の展開 ■取組方針」に、Park-PFI等を活用した公民連携について追記します。</p>

No.	寄せられた意見	区の考え方
11	<p>公園は、落ち葉云々より、ゴミが多いです。知らぬ間にポケットから落ちたという感じではなく、明らかに置き捨てている状態。<u>団地などの団体の方々だけでなく、ゴミ拾いの大々的なイベントなどあったら個人も参加しやすいです。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、公園で個人が参加しやすいゴミ拾いイベントは実施しておりません。今後、「不法投棄通報協力員制度」や「ながら見守り登録制度」等、既存の通報制度と個人のゴミ拾いについて、どのように結びつけることができるかを検討していきます。 ・ 荒川河川敷では、個人が参加できる様々なゴミ拾いイベントが開催されています。特定非営利活動法人「あらかわクリーンエイド・フォーラム」のホームページで、開催予定と参加方法を紹介していますので、ご覧ください。 ・ 区では、協力いただける自治会や事業所等に、ごみ袋等を支援する「ごみゼロ地域清掃活動」や、町会や自治会等に公園を清掃いただく自主管理制度がございます。地域が主体となって実施している清掃活動にもご参加いただきますよう、お願いいたします。

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	火災等の災害による区営住宅等の一時使用について
所管部課名	建築室住宅課 市街地整備室密集地域整備課
内容	<p>火災等の災害による、り災者の区営住宅等の一時使用について、規定を整備したので以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 区営住宅の活用により、火災等の災害で自ら居住する住宅が居住困難になった者の居所を確保する</p> <p>2 対象者 足立区内で発生した火災等の災害により、自ら居住する住宅が居住困難になった、区内に住所を有する者</p> <p>3 内容</p> <p>(1) 要件 り災証明書が発行されていること（被災程度の指定なし）</p> <p>(2) 使用料 免除（光熱水費、共益費等は一時使用者が負担）</p> <p>(3) 使用期間 3か月（1回のみ3か月以内の更新が可能）</p> <p>(4) 対象となる住宅 公募による入居に支障がない空き住宅等 ※ り災者が申請した時に空き住宅がない可能性がある。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 使用料は免除とするが、一時使用のために室内修繕などは特に行わない。</p> <p>イ 対象住宅の内覧や入居の手續に日数を要するため、一時使用の開始までは他の宿泊施設等を利用していただく可能性がある。</p>
問題点 今後の方針	<p>1 区営住宅は戸数が少なく空き住戸があまりない。</p> <p>2 夏季には、水害時の垂直避難住戸を別途確保する必要がある。</p>

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	マンション管理状況届出制度の届出状況について
所管部課名	建築室住宅課
内容	<p>令和2年4月1日から施行された「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づくマンション管理状況届出制度の届出状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 マンション管理状況届出制度について</p> <p>(1) 概要 マンションの適正な維持管理を推進するために、5年に一度、管理状況の届出を実施し、必要に応じて助言や指導等を行う制度である。</p> <p>(2) 対象 昭和58年の区分所有法改正以前に新築された住戸数6戸以上のマンション（足立区における届出対象マンションは約280棟）</p> <p>(3) 届出期間 令和2年4月1日（水）～9月30日（水）</p> <p>(4) 届出結果 届出数 89件（届出率 約30%）</p> <p>2 今後の予定</p> <p>(1) 管理不全の兆候のあるマンションへの現地調査 必須届出項目となっている管理組合や管理規約、管理費修繕積立金の徴収、総会開催の有無等の状況を踏まえ、現地調査を実施する。</p> <p>(2) 未届マンションへの督促 期間内に届出の無かったマンションに対して督促を実施する。</p>
問題点 今後の方針	<p>1 届出内容に応じて助言や指導、課題解決に向けた支援メニューの案内を行い、東京都と連携して適正管理を推進していく。</p> <p>2 マンション管理セミナーやアドバイザー派遣等、区の事業を通じて、届出の普及啓発を図り、適正管理に繋げていく。</p>

建設委員会報告資料

令和2年11月13日

件名	足立区居住支援協議会の設立について
所管部課名	建築室住宅課 高齢者施策推進室地域包括ケア推進課
内容	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく足立区居住支援協議会の設立について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 足立区居住支援協議会について</p> <p>(1) 目的 高齢者、低額所得者、被災者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することを目的とする。</p> <p>(2) 協議会委員 居住支援協議会は、以下の委員（約7名）をもって組織する。</p> <p>ア 学識経験者 イ 不動産関係団体 ウ 居住支援団体等 エ 区職員</p> <p>2 第1回足立区居住支援協議会の開催</p> <p>(1) 開催日時 令和2年12月4日（金）午前10時～</p> <p>(2) 場所 足立区役所南館4階作業室</p> <p>(3) 内容 ア 居住支援協議会の設立目的等 イ 当区における住宅確保要配慮者及び住宅の現状と課題 ウ 今後の取組みの方向性</p>
問題点 今後の方針	<p>1 不動産団体等と連携した相談体制を構築し、住宅確保要配慮者における民間賃貸住宅への入居促進を図っていく。</p> <p>2 相談内容を協議会へフィードバックし、必要な支援メニューの検討を行う。</p>